

件名

農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）第一百二十二条第五号ニ及び第一百十三条第三号

農林水産省
ハの規定に基づき、農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁告示第六号）の一部を次のように改正する。
農林水産省

令和四年三月 日

金融庁長官 中島 淳一

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

(別紙様式第二号)

【(第一面)～(第三十一面) 略】
 (第三十二面)
 (単位：百万円)

G S I B I : G - S I B 選定指標			
国際様式の該当番号		当期末	前期末
[略]			
7	代替可能性/ 金融インフラ	信託財産及びこれに類する資産の残高	
8		決済システムを通じた決済の年間の合計額	
9		債券及び株式に係る引受けの年間の合計額	
10		トレーディング量の合計額	
11		[略]	
12	[略]	[略]	
13	[略]	[略]	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 国際様式の該当番号(以下この面において「項番」という。) 3「規模 資産及び取引に関する残高の合計額」の項には、次に掲げる額の合計額を記載すること。

改正前

(別紙様式第二号)

【(第一面)～(第三十一面) 同左】
 (第三十二面)
 (単位：百万円)

G S I B I : G - S I B 選定指標			
国際様式の該当番号		当期末	前期末
[同左]			
7	代替可能性/ 金融インフラ	信託財産及びこれに類する資産の残高	
8		決済システムを通じた決済の年間の合計額	
9		債券及び株式に係る引受けの年間の合計額	
10		[同左]	
11	[同左]	[同左]	
12	[同左]	[同左]	

(注)

[同左]

a [同左]

- (1) [略]
- (2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下(2)及び(4)において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスボージャーの額（デリバティブ取引等についてカレント・エクスボージャー方式（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第七十九条の四に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。b及びcにおいて同じ。）又はS A A - C C Rで計算した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）及びアトオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）
- (3)・(4) 略]
- b 項番 4「相互連関性 金融機関等向け与信に関する残高の合計額」の項には、金融機関等（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下b及び(4)において同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額を記載すること。
- (1)～(3) 略]
- (4) 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（項番 11 及び(4)において「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスボージャー方式又はS A A - C C Rで計算したアトオンの額（法的に有効な相対ネットインング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）
- c 項番 5「相互連関性 金融機関等に対する債務に関する残高の合計額」の項には、次に掲げる事項の残高の合計額を記載すること。
- (1)・(2) 略]

- (1) [同左]
- (2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下(2)及び(4)において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスボージャーの額（デリバティブ取引等についてカレント・エクスボージャー方式（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第七十九条の四に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。b及びcにおいて同じ。）で計算した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）及びアトオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）
- (3)・(4) 同左]
- b [同左]
- (1)～(3) 同左]
- (4) 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（項番 10 及び(4)において「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスボージャー方式で計算したアトオンの額（法的に有効な相対ネットインング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）
- c [同左]
- (1)・(2) 同左]

<p>(3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポート・ジャー方式又はSA-CCRで計算したプロオンの額（法的に有効な相対ネットディング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）</p> <p>[d・e 略]</p> <p>f 項番11 「複雑性 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本額の合計額」における金融機関等とは、bに規定する金融機関等をいう。</p> <p>g 項番13 「複雑性 売買目的有価証券及びその他の有価証券の残高の合計額」の項には、売買目的有価証券及びその他の有価証券（いずれも流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額を記載すること。</p> <p>[h～j 略]</p>	<p>(3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポート・ジャー方式で計算したプロオンの額（法的に有効な相対ネットディング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）</p> <p>[d・e 同左]</p> <p>f 項番10 「複雑性 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本額の合計額」における金融機関等とは、bに規定する金融機関等をいう。</p> <p>g 項番12 「複雑性 売買目的有価証券及びその他の有価証券の残高の合計額」の項には、売買目的有価証券及びその他の有価証券（いずれも流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額を記載すること。</p> <p>[h～j 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記号は出記いぬ。</p>	

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和四年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の別紙様式第二号は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。